|  |
| --- |
| **「****２０２５年日本国際博覧会　テストラン運営補助等業務委託」**  **企画提案公募要領** |

２０２５年日本国際博覧会（以下、「大阪・関西万博」という。）の開催に向け、公益社団法人２０２５年日本国際博覧会協会（以下、「協会」という。）は、開幕に先立ち、会場運営に関わる改善点を発見、対応することを目的として「２０２５年日本国際博覧会　テストラン運営補助等業務委託（以下「本業務」という。）」に係る企画提案を募集します。

**１　業務名称**

　２０２５年日本国際博覧会　テストラン運営補助等業務委託

**２　業務の趣旨・目的**

大阪・関西万博の成功をめざし、会場運営における改善点を発見し、迅速に対応するためのテストランを開幕前に実施します。

このテストランは、一般市民等を招待し、会場の一部を稼働させることにより、本番同様の運営環境を模擬し、万博の本番に備えることを目的としています。

**３　業務概要**

本業務の詳細については、「２０２５年日本国際博覧会　テストラン運営補助等業務委託仕様書」（以下、「仕様書」という。）のとおりとする。

**４ 委託上限額**

31,034千円（税込）

**５　スケジュール**

　2024年 7月24日（水） 公募開始・仕様書等提供申込受付開始・質問受付開始

　2024年 8月1日（木） 仕様書等提供申込受付及び質問締切

　2024年 8月5日（月） 質問回答及び提案書類の受付開始

　2024年 8月20日（火） 提案書類提出締切

2024年 8月下旬頃 選定委員会

　2024年 9月上旬頃 事業者決定・公表（予定）

　2024年 9月中旬頃 契約締結（予定）

　2025年 4月30日（水） 業務終了（全成果物提出）

**６　公募参加資格**

次に掲げる要件をすべて満たす企業・団体又は複数の企業・団体による共同企業体（以下「共同企業体」という。）であること。

なお、共同企業体で参加する企業・団体にあっては、構成員全員が該当すること。（※（5）は共同企業体として有していればよい。）また、各構成員は２以上の共同企業体の構成員となることはできない。

(1) 次のアからウまでのいずれにも該当しない者であること。

ア 当該公募に係る契約を締結する能力を有しない者

イ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

ウ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律 （平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者

(2) 主たる事務所の所在地の都道府県における最近1事業年度の都道府県税に係る徴収金を完納していること。

(3) 消費税及び地方消費税を完納していること。

(4) 経済産業省又は大阪府若しくは大阪市から補助金交付等停止措置又は指名停止措置が講じられている者でないこと。

(5) 以下の①から③のいずれかの業務及び④の業務を履行した実績があること。なお、これらの業務実績は、１つの契約によるものでなくても良いものとする。

① BIE（博覧会国際事務局）の承認のもと、国際博覧会条約に基づき開催される国際博覧会に係る計画策定業務又は、実施運営業務の経験を有すること。

② 地方博覧会に係る計画策定業務又は、実施運営業務の経験を有すること。

③ 上記①、②と同規模かつ類似の業務を履行した実績があること。

④ 現場運用期間が1か月以上の大規模イベント(※)において、300名以上の運営スタッフ手配及

び運用の経験を有すること。

※以下のイベントを指す。

　・オリンピックパラリンピック競技大会

　・ラグビーワールドカップ等の国際スポーツ大会

　・国民体育大会、展示会、博覧会

　・その他上記3例と同等のイベント等

(6) 共同企業体に係る事項

① 業務形態

構成員の分担業務は協定書において明確にし、一の分担業務を複数の企業が共同して実施することがないようにすること。

② 代表者要件

代表者は指名を受けた企業とし、協定書においても、その旨を明らかに規定すること。

**７　応募の手続き**

本業務の提案に参加を希望する者は、最初に、下記(2)ウ 申込書類を提出すること。書類を提出した者に限り、仕様書を開示する。詳しい応募手続等は、以下のとおり。

「６　公募参加資格」を確認の上、必要な書類を受付期間内に提出すること。

(1) 配布資料

　　ア 配布期間

　　　　2024年7月24日（水）から2024年8月20日（火）まで

　　イ 配布方法

　　　　協会ホームページからダウンロードで配布（郵送による配布は行わない）。

契約情報（https://www.expo2025.or.jp/news/news-20240724-02/）を参照ください。

(2) 仕様書等の提供

ア 提供申込期間

2024年7月24日（水）から2024年8月1日（木）17時まで

イ 申込方法

電子メール（送信先：testrun@expo2025.or.jp）で受け付ける。

　　 　※「件名」に「【仕様書等提供申込】２０２５年日本国際博覧会 テストラン運営補助等業務委託」と明記し、下記申請ファイルを送信すること。

※口頭、持参、電話、ファクシミリによる提供申込は受け付けない。

　　ウ 申込書類

　　　・【様式01】仕様書等提供申込書　兼　守秘義務制約書（PDF形式）

　　　・【様式02】参加表明書（PDF様式）

　　　・【様式03】公募参加資格誓約書（PDF様式）

　　　・【様式04】持続可能性の確保に向けた取組状況について(チェックシート)

　　　　※共同企業体で参加の場合は、全構成員提出すること

　　　・【様式05】委任状　※応募者が代表者又は表見代理人以外の場合は添付すること。

　　（共同企業体で応募の場合）

①【様式06】共同企業体届出書（原本の電磁媒体）

②【様式07】共同企業体協定書（写し）（原本の電磁媒体）

※提案者が代表者又は表見代理人以外の場合【様式05】委任状を添付すること。

エ 開示方法

　　 　電子メールにより順次開示する。

(3) 質問の受付及び回答

①受付期間

2024年7月24日（水）から2024年8月1日（木）17時まで

②提出方法

　 　電子メール（アドレス：testrun@expo2025.or.jp）で受け付ける。

　　　※「件名」の始めに「【質問】２０２５年日本国際博覧会　テストラン運営補助等業務委託」と明記

し、質問内容を【様式13】質問票に記載して添付すること。

※口頭、持参、電話、FAXによる問い合わせは不可。

　　③回答方法

質問はとりまとめ、回答は仕様書の開示を受けた事業者に対して、8月5日（月）までに電子メールにより行う。なお、質問回答を踏まえて、応募にあたり留意すべき事項がある場合は、協会ホームページ【２０２５年日本国際博覧会　テストラン運営補助等業務委託】に掲載する。

(4) 応募書類の受付

① 受付期間

2024年8月5日（月）から2024年8月20日（火）17時まで

　　② 提出方法

　　　下記の宛先へ電子メールにより提出すること。（持参による提出は不可とする）

　（送信先：[testrun@expo2025.or.jp](mailto:testrun@expo2025.or.jp)）

　※メール送信量が10MBを超える場合は添付ファイルを分割して送信すること。

　　　　なお、電子メール送信後、必ず下記あてに電話にて着信の確認を行うこと。

　　　　（電話番号：06-6606-8316　テストラン担当者宛）

※土日祝日を除く10時から17時まで（12時から13時を除く）

③ 費用の負担

応募に要する経費は、すべて提案事業者の負担とする。

(5) 下記の書類について、それぞれ指定の形式で提出すること。なお、副本については事業者名、社

章等提案事業者が特定できる内容の記入を削除すること。

【応募時に必要な書類】

企画提案書一式

①　企画提案書（A4用紙、様式は問わないが「【別添】企画提案書作成要領」に沿って作成

のこと。原本、副本の電磁媒体）

② 【様式08】事業実績申告書（PDF様式）

③ 【様式09】応募金額提案書（原本、副本の電磁媒体）

④　見積内訳書（A4又はA3用紙1ページ、様式自由：原本、副本の電磁媒体）

(6) 応募書類の返却

応募書類は理由の如何を問わず、返却しない。

なお、応募書類は本件に係る事業者選定の審査目的のみに使用し、他の目的には使用しない。

(7) 応募書類の不備  
応募書類に不備がある場合又は協会の指定する期日までに補正資料が提出されない場合は、審査の対象外とする場合がある。

(8) その他

　 ①　応募は1者1提案とする（共同企業体構成員として参加する場合を含む）。

　　②　表紙及び背表紙には提案事業タイトルと提案団体名を記入すること。

　　　　＜記入例＞「２０２５年日本国際博覧会　テストラン運営補助等業務委託」提案書

　　　　　　　　　 株式会社○○（法人名）

　　③　書類提出後の差し替えは認めない（協会が補正等を求める場合を除く）。

　　④　応募書類に虚偽の記載をした者は本件への参加資格を失うものとする。

**８　説明会**

　　実施しない。

**９　審査の方法**

(1) 審査方法

① (2)の審査基準に基づき、選定委員会による審査を行い、最優秀提案事業者を決定する。ただし、 最高点が複数いる場合は、提案金額の安価な者を最優秀提案事業者とする。

② 審査は、書類審査により行う。

③ 最優秀提案事業者の評価点が、審査の結果、100 点満点中 60 点以下の場合は採択しない。 なお、審査内容に係る質問や異議は一切受け付けない。

④ 最優秀提案事業者は特別の理由がないかぎり、契約交渉の相手方に決定する。

(2) 審査基準

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 審 査 項 目 | 審 査 内 容 | 配点 |
| **１.業務の実施方針・実施計画** | | |
| (1)実施方針 | 仕様書に記載の目的・業務内容が理解できているか。仕様書に記載の業務内容について具体的な実施方針が提案されているか。 | 15点 |
| (2)実施計画 | 仕様書に記載の業務と、実施内容・方法・計画との整合性がとれているか。実施スケジュールに無理がなく、協会が指定する期日までに各業務を完了する実現性はあるか。 | 15点 |
| **２.組織の業務遂行能力** | | |
| (1)実施体制 | 実施体制及び役割が、実施内容と整合し、事業を遂行可能な人数が確保されているか。本協会内の各部局と連携するための工夫が提案されているか。 | 15点 |
| (2)類似業務の経験・専門知識等 | 本業務に類似する実績を複数回あるいは大規模な事業実績を有するなど高い専門性が示されているか。 | 15点 |
| **３.業務従事者の経験・能力** | | |
| (1)業務に関する知見・知識・専門性等 | 業務管理責任者について、十分な知見・知識・専門性等を有する人員が配置されており、各業務工程において経験・知見を有する人員が配置されているか。 | 10点 |
| **４.価格点** | | |
| 価格点 | 価格式の算定式  満点（30点）×提案価格のうち最低価格／自社の提案価格 | 30点 |
| **合　　計** | | 100点 |

(3)審査結果

① 契約交渉の相手方が決定した後、審査結果は採択に関わらず、全提案事業者に通知する。

② 選定過程の透明性を確保する観点から、以下の項目を協会ホームページ【２０２５年日本国際博

覧会　テストラン運営補助等業務委託】において公表する。

ア　最優秀提案事業者（名称（共同企業体の場合は加えてその代表構成員名）・評価点・提案金額）

イ　全提案事業者の名称(共同企業体の場合は加えてその代表構成員名)　※50音順

ウ　全提案事業者の評価点　※得点順（応募者が2者であった場合次点者の得点は公表しない）

エ　最優秀提案事業者の選定理由　※講評ポイント

オ　選定委員会委員の氏名及び選任理由

(4) 審査対象からの除外（失格事由）

次のいずれかに該当した場合は、提案審査の対象から除外するとともに、別途、入札に準じて入札参加停止等の措置を講じることとする。

　　① 選定委員会委員に対して、直接、間接を問わず、故意に接触を求めること。

　　② 他の提案事業者と応募した提案の内容又はその意思について相談を行うこと。

　　③ 事業者選定終了までの間に、他の提案事業者に対して応募した提案の内容を意図的に開示すること。

　　④ 応募書類に虚偽の記載を行うこと。

　⑤ その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行うこと。

(5) 契約交渉時の資格審査必要書類の提出

　　契約候補者は、選定委員会による審査後、以下資格審査に必要な書類について、それぞれ指定する

必要部数を提出すること。

【選定委員会による審査後、資格審査に必要な書類（契約交渉の相手方のみ提出）】

① 定款又は寄付行為の写し（1部）（原本証明すること。）

② 法人登記簿謄本（1部）（発行日から3カ月以内のもの）

③ 納税証明書（各1部）（未納がないことの証明：発行日から3カ月以内のもの）

ア. 本店を管轄する都道府県税事務所が発行する都道府県税（全税目）の納税証明書

イ. 税務署が発行する消費税及び地方消費税の納税証明書

④ 財務諸表の写し（1部：最近1カ年のもの、半期決算の場合は2期分）

ア. 貸借対照表

イ. 損益計算書

ウ. 株主資本等変動計算書

⑤ 印鑑証明書（原本１部）

⑥ 【様式10】持続可能性の確保に向けた誓約書（原本１部）

⑦ 【様式11】暴力団排除条例に基づく誓約書（原本１部）

⑧ 【様式12】使用印鑑届（原本1部）

※なお、契約候補者が資格審査に必要な書類を提出する場合、協会の連絡を受けてから２営業日

後の 17時までに提出をすること。

**10　契約手続きについて**

(1) 契約交渉の相手方に選定された者と協会との間で、契約を締結する。なお、協会では、受発注者双方のコスト削減及び効率化の観点から、電子契約サービス「CECTRUST-Lightサービス」による電子契約を推進している。手続き方法の詳細については、契約候補者に対し、協会から案内する。

(2) 採択された提案については、採択後に協会と詳細を協議する。この際、内容・金額について変更が生じる場合がある。

(3) 契約金額の支払いについては、受託事業者から提出された業務完了報告について、協会が検査を実施し、その検査に合格することを条件とする。

(4) 契約締結に際して、大阪府暴力団排除条例第11条第2項に規定する暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書【様式11】を提出すること。誓約書を提出しないときは、協会は契約を締結しない。

(5) 契約に際して、【様式10】持続可能性の確保に向けた誓約書を提出すること。

(6) 契約候補者として決定した日から契約締結の日までの間に、参加除外要件に該当するときは、契約を締結しない。

(7) 契約候補者として決定した日から契約締結の日までの間において、公募参加資格に掲げる要件を満たさなくなったとき、また、協会が契約候補者としてふさわしくないと判断したときは、契約を締結しないことがある。

(8) 契約候補者は、契約の締結と同時に、契約金額の100分の5以上の額の契約保証金を納付しなければならない。（現金に代えて納付される証券を含む。）

(9) (8)の規定にかかわらず、次のいずれかに該当するときは、契約保証金の全部又は一部を免除する。

①　契約候補者が保険会社との間に協会を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。

②　契約候補者から委託を受けた保険会社、銀行、その他予算決算及び会計令(昭和22年4月30日勅令第165号)第100条の3第2号の規定に基づき、財務大臣の指定する金融機関と工事履行保証契約を締結したとき。

③　契約候補者が、過去2年の間に協会、国又は地方公共団体等と種類及び規模をほぼ同じくす

　　る契約を2回以上締結し、これらを誠実に履行し、かつ、契約を履行しないおそれがないと認

められるとき。

④　契約金額の年額又は総額が150万円以下であり、かつ契約の相手方が契約を履行しないおそれがないと認められるとき。

**11　持続可能性の確保**

（1）契約候補者は、法令の遵守、環境・人権・労働・公正な事業慣行や地域経済への配慮など幅広い持続可能性の確保に向けた取組みを推進するとともに、広く社会に持続可能性を重視する姿勢が定着するよう働きかけるものとする。

（2）契約候補者は、本契約の履行に際し、協会が別途定める「持続可能性に配慮した調達コード」（以下「調達コード」という。）の内容の理解に努め、これを遵守しなければならない。

(<https://www.expo2025.or.jp/wp/wp-content/themes/expo2025orjp_2022/assets/pdf/sustainability/202307_sus_code.pdf>）

（3）契約候補者は、協会が契約相手方におけるサプライチェーンに対する調査・働きかけを含む調達コードの遵守に向けた取組状況について報告を求めるときは、開示・説明に努めるものとする。

（4）契約候補者は、協会が契約相手方による調達コードの遵守状況について協会による確認・モニタリング又は協会の指定する第三者による調査の受入れを求めるときは、これに協力するものとする。ただし、契約相手方が協力に支障のあることについて正当な理由を有するときは、この限りではない。

（5）協会が契約候補者による調達コードの不遵守を理由に改善措置を求めるときは、契約候補者は、改善に取り組み、その結果を協会に報告しなければならない。

**12　その他**

・提案の応募にあたっては、本公募要領、仕様書等を熟読し遵守すること。

・私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号。以下「独占禁止法」　　という。）等を遵守すること。

・本公募に係る応募提案手続きについて協会と参加者との間で用いる言語は、日本語とする。